

議案第 12 号

固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 27 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

固定資産評価審査委員会条例（昭和 39 年日出町条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

日出町固定資産評価審査委員会条例

目次中「委員長及び書記（第 2 条・第 3 条）」を「組織（第 2 条―第 3 条）」に改める。

第 1 条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「第 436 条」を削り、「固定資産評価審査委員会」を「日出町固定資産評価審査委員会」に改め、「の審査の手続、記録の保存その他審査」を削り、「関し」の次に「法に定めるもののほか、」を加え、「ことを目的」を「もの」に改める。

第 2 章の章名を次のように改める。

第 2 章 組織

第 2 条第 3 項中「固定資産評価審査委員会規程」を「委員会の規程」に改め、同条を第 2 条の 2 とし、第 2 章中同条の前に次の 1 条を加える。

(委員の定数)

第2条 委員会の委員の定数は、3人とする。

第4条第1項中「第432条」を「第432条第1項」に改め、同条第3項中「又は代理人に」を「、又は代理人に」に改め、同条第4項中「、代表者」を「代表者」に改め、同条第5項中「含む」の次に「。次条において同じ」を加える。

第6条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とし、第5項を第4項とする。

第8条第5項中「口頭書」を「口述書」に改め、同条第6項中「先だって」を「先立って」に改める。

第14条中「、出席」を「出席」に改める。

第15条の見出しを「(委任)」に改め、同条中「固定資産評価審査委員会規程」を「委員会の規程」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第6条の規定は、この条例の施行の日以後に地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第2項の規定による公示若しくは同法第419条第3項の規定による公示（同法第420条の更正に基づく納税通知書の交付がされた場合には当該納税通知書の交付）又は同法第417条第1項後段の規定による通知（以下この項において「公示等」という。）がされる場合について適用し、同日前に公示等がされた場合については、なお従前の例による。

理 由

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の改正に伴い、書面

審理の規定の見直し及び字句の整理のため条例を改正したいので提出する。